



- ・商品、その包装紙及び商品を示す掲示物へ使用する際の縦:横の比率は1.5:1とする。
- ・上記の範囲の中心に「プレミアム和歌山シンボルマーク」を記載。
- ・上段1/6の範囲に「和歌山県」、下段1/6の範囲の中心に「優良県産品推奨」の文字を記載。文字はゴシック体とする。文字幅は「プレミアム和歌山シンボルマーク」の最大幅にあわせたものとする。
- ・「プレミアム和歌山シンボルマーク」の色指定は下記の通りとする。なお、文字の色は黒色とする。

	カラーで使用する場合の色指定		スミー色で使用する場合の濃度
濃緑	DIC135	85 / 0 / 40 / 0	100%
薄緑	DIC135(30%)	25 / 0 / 10 / 0	30%
水色	DIC67	60 / 0 / 5 / 0	50%

- ・梱包資材に使用する際の大きさは、縦15cm、横10cmを超えないサイズとする。
- ・周囲の余白部分の幅は横幅の1/10以下程度とする。
- ・事情により、上記の規定によらずに使用する場合は、事前に知事と協議の上、その指示に従うこと。